

令和6年度

豊沢川農業水利事業

豊沢川地区事業誌編纂（その1）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第 1-1 条

豊沢川農業水利事業豊沢川地区事業誌編纂（その1）業務にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1-2 条

本業務は、豊沢川農業水利事業完了に伴い、本事業の沿革並びに主要工事にかかる設計や施工に関する資料を整理し、事業誌の編纂を行うものである。

(場 所)

第 1-3 条

本業務において対象とする施設の位置は、岩手県花巻市豊沢地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第 1-4 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において措置するものとする。

(一般事項)

第 1-5 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりとする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農 業	農業土木、農業農村工学
博士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	

(担当技術者)

第 1-7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-8 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1-9 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(貸与資料)

第 2-1 条

貸与資料は次のとおりとする。なお、本業務の作業過程において必要となる資料が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

区 分	貸 与 資 料	数 量	摘要
事業関係	国営豊沢川土地改良事業計画書	1 式	
報告書関係	設計業務報告書	1 式	別紙 1
	工事関係書類	1 式	
事業誌関係	豊沢ダム工事誌	1 式	
河川協議関係	河川法第 95 条に基づく協議書、協議経緯等関係資料	1 式	
その他	豊沢川地区概要図	1 式	

(貸与資料の取扱い)

第 2-2 条

第 2-1 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、「別紙2 作業項目内訳表」に示すとおりである。また、事業誌編纂にあたっては、本業務の特徴を踏まえ、うえて編纂の基本方針を定め、別紙3を参考として掲載項目を策定するものとする。なお、本業務には事業誌の印刷は含まない。

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
2. 事業誌編纂にあたって、第2-1条に示す貸与資料のほか、受注者が収集した文献、写真等を引用する場合には、その出典を明示するものとし、著作権があるものについては、著作権法に接触しないよう必要な措置を講じるものとする。
3. 引用する写真及び図面は、仕上がり時において読み取りが可能となるよう解像度に注意するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（事業誌原稿（案）策定段階）
最終回	事業誌最終確認段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R等） 正副3部

成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第 5-2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県花巻市下北万丁目 197-3

東北農政局和賀中央農業水利事業所豊沢川農業水利事業建設所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条

業務請負契約書 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
2. 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
3. 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
4. 履行期間の変更が生じた場合
5. その他

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1 「貸与資料：報告書関係－設計業務報告書」

実施年度	設計業務報告書（業務名）	受注者名
H27	河川協議資料作成その他業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム小水力発電施設実施設計業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム取水施設実施設計業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム池敷測量業務	水建技術
	豊沢ダム工事用道路補足設計業務	ジルコ
H28	豊沢ダム工事用道路生物生息状況調査業務	地域環境資源センター
	豊沢ダム小水力発電施設実施設計その他業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム取水施設補足設計その他業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム工事用道路生物生息状況調査（その２）業務	地域環境資源センター
	豊沢ダム工事用道路地質調査業務	キタイ設計
	豊沢ダム池敷基準点測量業務	大江設計
H29	豊沢ダム工事用道路生物生息状況調査（その３）業務	地域環境資源センター
	豊沢川環境調査業務	地域環境資源センター
	豊沢ダム池敷用地測量業務	藤森測量設計
	小水力発電施設電力協議資料作成業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム放流施設実施設計その他業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム洪水吐施設実施設計業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム管理システム基本設計業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム管理事務所基本設計業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム管理用施設測量設計業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム池敷基準点測量（その２）業務	藤森測量設計
	豊沢ダム小水力発電施設補足設計その他業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム取水施設耐震性能照査業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム洪水時流入量予測検討業務	NTCコンサルタンツ
	工事用道路法面補足設計業務	NTCコンサルタンツ
H30	豊沢ダム池敷用地測量調査業務	藤森測量設計
	豊沢ダム管理システム実施設計その他業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢ダム管理事務所実施設計業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム基礎排水孔データとりまとめ業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢川地区事業再評価資料作成業務	NTCコンサルタンツ
	小水力発電施設補足（系統連系）検討業務	三祐コンサルタンツ
	小水力発電施設施工計画検討業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢ダム堤体安定性確認業務	NTCコンサルタンツ
H31	豊沢ダム池敷用地調査補足業務	藤森測量設計
	豊沢川地区河川協議基礎資料作成業務	東北エンジニアリング
R2	豊沢ダム取水施設建屋建築他補足設計業務	NTCコンサルタンツ
R3	豊沢ダム環境調査補足業務	地域環境資源センター
	豊沢発電所下部工工事補足設計業務	三祐コンサルタンツ
	豊沢発電所小水力発電計画補足設計業務	三祐コンサルタンツ
R4	豊沢ダム環境補足調査その２業務	地域環境資源センター
	豊沢ダム河川協議資料他作成業務	NTCコンサルタンツ
	豊沢発電所発電計画補足設計（その２）業務	三祐コンサルタンツ
R5	豊沢ダム周辺整備設計業務	NTCコンサルタンツ

別紙1 「貸与資料：報告書関係－工事関係書類」

実施年度	工事関係書類（工事名）	受注者名
H27-H28	豊沢ダム工事用道路伐採工事	丸重
H28-H29	豊沢ダム工事用道路（その1）工事	菅原建設
	豊沢ダム工事用道路（その2）工事	岩田地崎建設
H29	豊沢ダム基礎排水孔工事	岩手試錐工業
	豊沢ダム堆積物撤去工事	ノダック
H30	豊沢ダム堤体左岸法面その他工事	岩手建設工業
H30-R3	豊沢ダム取水施設製作据付工事	丸島アクアシステム
H31	豊沢ダム工事用道路（その3）工事	菅原建設
R1 - R2	豊沢ダム管理事務所建築工事	菱和建設
R1-R3	豊沢ダム放流施設製作据付工事	豊国工業
R2	豊沢ダム網場設備工事	ゼニヤ海洋サービス
R2-R3	豊沢ダム放流施設下部工その他工事	丸谷興務店
R3	豊沢ダム堤体下流階段設置工事	中央コーポレーション
R3-R4	小水力発電施設下部工工事	板宮建設
R3-R6	豊沢ダム洪水吐施設製作据付工事	豊国工業
	豊沢発電所小水力発電施設製作据付工事	フソウ
R4	豊沢ダム堤体下流階段他設置工事	アース
R4-R5	豊沢発電所建屋建築工事	中亀建設
R5-R6	豊沢ダム監査廊内自動昇降施設工事	嘉穂製作所
R5-R7	豊沢ダム管理システム製作据付工事	大日通信工業

注）実施中の工事については、貸与可能な範囲で資料提供する。

別紙２ 【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作業内容	数量
1. 事業誌の構想		
1－1. 基本方針策定	事業誌編纂にあたっては、本業務の特徴を踏まえたうえで編纂の基本方針を定め、別紙３を参考として事業誌掲載項目を策定する。	1 式
1－2. 資料の収集	貸与資料のほか、事業誌編纂に必要な資料の収集、現場調査や写真撮影などを行い、必要な情報を整理する。	1 式
2. 事業誌原稿（案）作成	事業誌の構想を基に印刷原稿（案）を作成する。	1 式
3. 点検・とりまとめ	上記作業の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式

別紙3 事業誌掲載項目（案）

国営豊沢川農業水利事業 事業誌

掲載項目 （案）

序文（東北農政局長）

発刊にあたって（東北農政局農村振興部長）

発刊によせて（岩手県知事、花巻市長、豊沢川地区国営土地改良事業促進協議会
会長・豊沢川土地改良区理事長）

グラビア（受益地航空写真、施設写真、一般計画平面図）

第1章 地域の概要	-----
1. 自然	-----
2. 社会概況	-----
3. 地域農業	-----
4. 岩手県の農業農村整備	-----
第2章 事業の経緯	-----
1. 豊沢川地域の水利開発	-----
2. 前歴事業（国営豊沢川土地改良事業）	-----
第3章 国営豊沢川土地改良事業計画の概要	-----
1. 目的	-----
2. 地域及び地積	-----
3. 現況	-----
4. 一般計画	-----
5. 主要工事計画	-----
6. 工事の着手及び完了の予定時期	-----
7. 事業費の総額及び内訳	-----
8. 効用	-----
9. 関連する事業	-----
第4章 主要施設の設計と施工	-----
1. 豊沢ダム	-----
2. 小水力発電	-----
第5章 環境との調和への配慮	-----
第6章 事業実施及び協議	-----
1. 事業費決算	-----
2. 用地費及び補償費	-----
3. 河川協議	-----

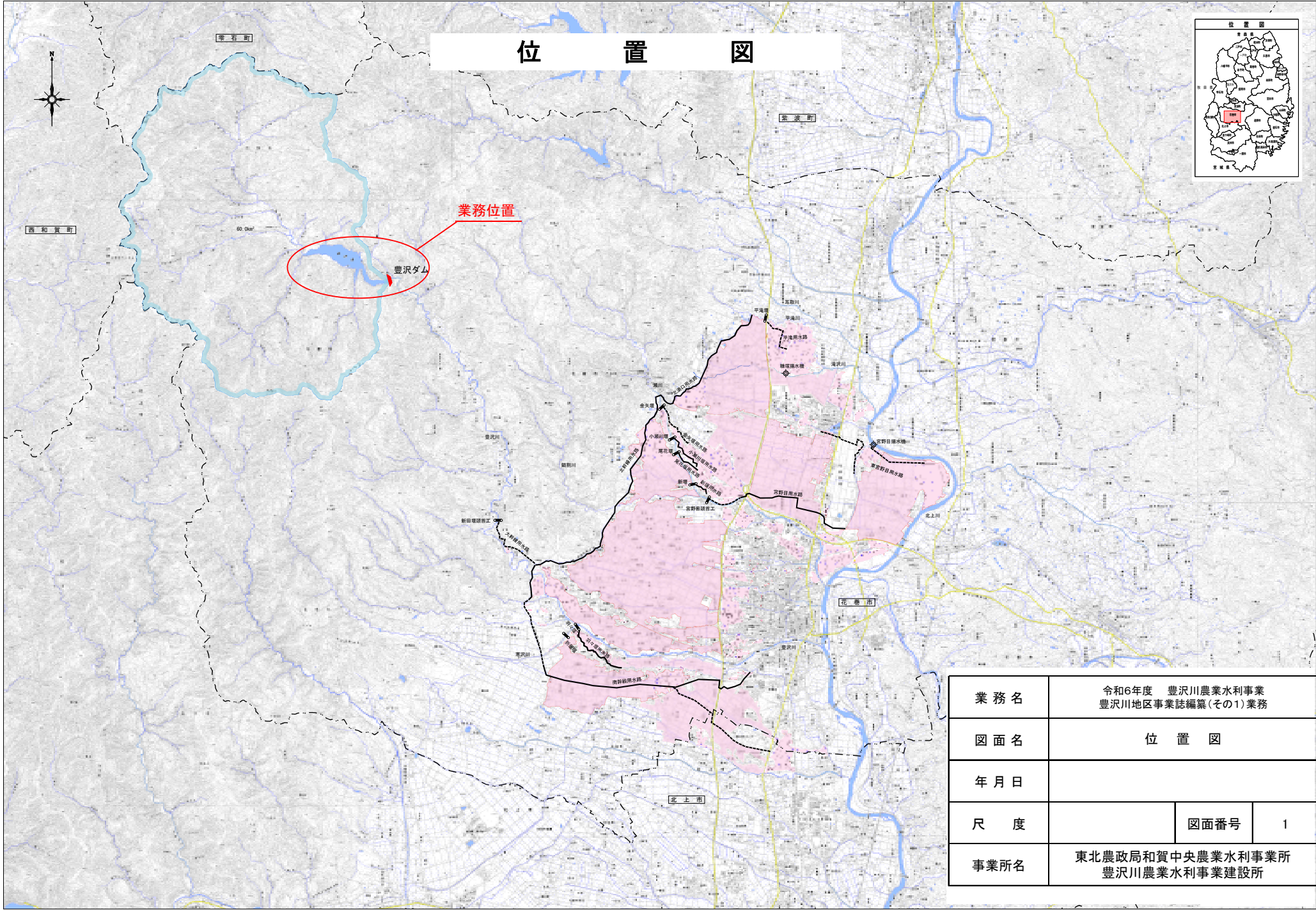
第7章 資料 -----

1. 豊沢川土地改良区 -----
2. 建設所開所式 -----
3. 事業完工式 -----
4. 建設所組織の変遷 -----

あとがき（豊沢川農業水利事業建設所長）

※上記の掲載項目（案）は変更となる場合がある。

この地図は、国土情報院長の承認を経て、関係自治体の数値地図2500（地図画像）を複製したものである。（承認番号 甲25 情報 第795号）



東北農政局 七士地区農業水利事業所

業 務 名	令和6年度 豊沢川農業水利事業 豊沢川地区事業誌編纂(その1)業務		
図 面 名	位 置 図		
年 月 日			
尺 度		図面番号	1
事業所名	東北農政局和賀中央農業水利事業所 豊沢川農業水利事業建設所		